

## 樋爪館懇話会会則

第1条 本会は、樋爪館懇話会ひづめだてこんわかいと称し、事務所を岩手県紫波郡紫波町日詰駅前一丁目10番2 赤石公民館内におく。

第2条 本会は、樋(比)爪館に関する歴史的認識を高めることにより、地域の活性化に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の主旨に賛同する会員をもって組織する。

第4条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 樋(比)爪館に関する資料の収集、整理と資料集等の編集、発行
- (2) 地域住民に対する啓蒙活動及び講演会・遺跡めぐり等の開催
- (3) 歴史遺産を観光資源とする地域の活性化と人材育成
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第5条 本会の年度は4月1日に始まり3月31日に終る。

第6条 本会の重要事項を審議するため、毎年度1回、総会を開催する。

第7条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長若干名
- (3) 運営委員若干名
- (4) 監事2名

2 役員は総会で選出し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。

3 運営委員は、会長及び副会長と共に運営委員会を組織する。

4 監事は、本会の業務及び会計を監査し、総会に報告する。

第9条 役員会は、緊急かつ重要事項を審議する。

2 運営委員会は、事業を円滑に推進するため、事業計画の立案及び執行に当たる。

第10条 本会に、顧問等を置くことができる。顧問等は、会長の諮問に応じるものとし総会で推挙する。

第11条 本会の事務を処理するため、事務局をおく。

2 事務局長、事務局次長及び事務局員は会長が委嘱する。

第12条 本会の会議は、出席者の過半数をもって決定する。

第13条 本会の経費は、会費、賛助金、補助金及び広告料その他の事業収入等をもって充てる。

附則 1 本会は平成21年7月1日に設立し、同日から本会則を施行する。

2 設立時に選出された役員任期は次回総会の日までとする。

附則 平成21年10月25日一部改正（平成21年10月25日施行）

附則 平成27年4月12日一部改正（平成27年4月12日施行）

附則 平成29年4月9日一部改正（平成29年4月9日施行）

附則 平成31年3月20日一部改正（令和2年4月1日施行）